

県庁舎等再整備基本構想

兵 庫 県

令和元年 6 月

目 次

はじめに	2
------	---

I 県庁周辺地域の概要

1 県庁周辺地域の成り立ち	3
2 県庁舎の概要	4
3 県有施設等の概要	5

II 県庁舎及び周辺地域の課題

1 県庁舎の耐震安全性	6
2 県有施設の老朽化等	8
3 地域全体のまちづくり	8

III 再整備の方向性

1 県庁舎の安全・安心の確保	10
2 交流・共生の拠点づくり	14

IV 基本的な考え方

1 県庁舎再整備の基本的な考え方	17
2 県民会館再整備の基本的な考え方	20
3 にぎわい交流ゾーン整備の基本的な考え方	22
4 スケジュール	25
5 考慮すべき事項	25

V 参考

1 再整備の規模と概算事業費	26
2 県庁舎等再整備基本構想の策定経過	28

はじめに

阪神・淡路大震災により大きな被害を受けた県庁舎（1号館、2号館、議場棟）は、震災後に耐震補強工事を実施し、最低限必要な耐震性能（ I_s 値 0.6 以上）を確保しましたが、平成 30 年度に改めて耐震診断を実施したところ、防災拠点に求められる I_s 値 0.9 を大きく下回り、さらに、大規模地震に対する安全性基準である I_s 値 0.6 も下回ることが判明しました。

加えて、1号館は、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震等では、倒壊に至る可能性は低いと考えられるものの、柱や壁にひび割れが生じるなどの大きな被害が発生し、発災後の業務継続に支障が生じるおそれがあります。

今後も、県庁舎が県政運営の中核拠点として、また、災害発生時の応急対策活動拠点として、その機能を十分に果たすためには、速やかに防災拠点に求められる耐震安全性を確保する必要があります。

特に、阪神・淡路大震災を経験した本県だからこそ、南海トラフ地震等の災害対策として早期に県庁舎の耐震性能を確保する必要があります。

本県では平成 29 年 3 月に「兵庫県公共施設等総合管理計画」を策定し、県庁舎については、個別施設計画である「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」においても、老朽化対策や地域の活性化など総合的な観点から、整備のあり方を検討してきたところです。

また、県庁舎周辺には、建築後 40 年～50 年を経過する兵庫県民会館や神戸総合庁舎等の県有施設も点在しています。

さらには、元町駅を挟んだ南北の人の回遊性の向上などの課題もあり、今後 70～100 年のまちづくりを見据えると、再整備に際しては、これら周辺施設のあり方もあわせて検討する必要があります。

このため、平成 30 年 8 月に学識者等で構成する「元町山手地区再整備基本構想・基本計画検討委員会」を設置し、さらに、平成 30 年 12 月には県議会に「県庁舎等再整備協議会」が設置され、様々なご意見を伺いながら、県庁舎等の再整備について検討を進めてきました。

「県庁舎等再整備基本構想」は、これまでの委員会や県議会で議論された内容を踏まえ、県庁周辺地域再整備の基本的な方針を示すものです。

今後、新庁舎に備えるべき具体的な機能や周辺地域の具体的な整備方針などについて、今年度に策定する基本計画の中で検討していく予定です。

基本計画の策定にあたっては、各界各層をはじめ、広く県民の皆様のご意見を伺いながら見直しを行うなど、詳細な検討を進めていきます。

I 県庁周辺地域の概要

1 県庁周辺地域の成り立ち

当地域は、歴史的建築物を主体とした、景観上優れた建築物と、まとまった緑地や豊かな街路樹が残り、神戸港を見下ろす眺望にも恵まれたエリアです。

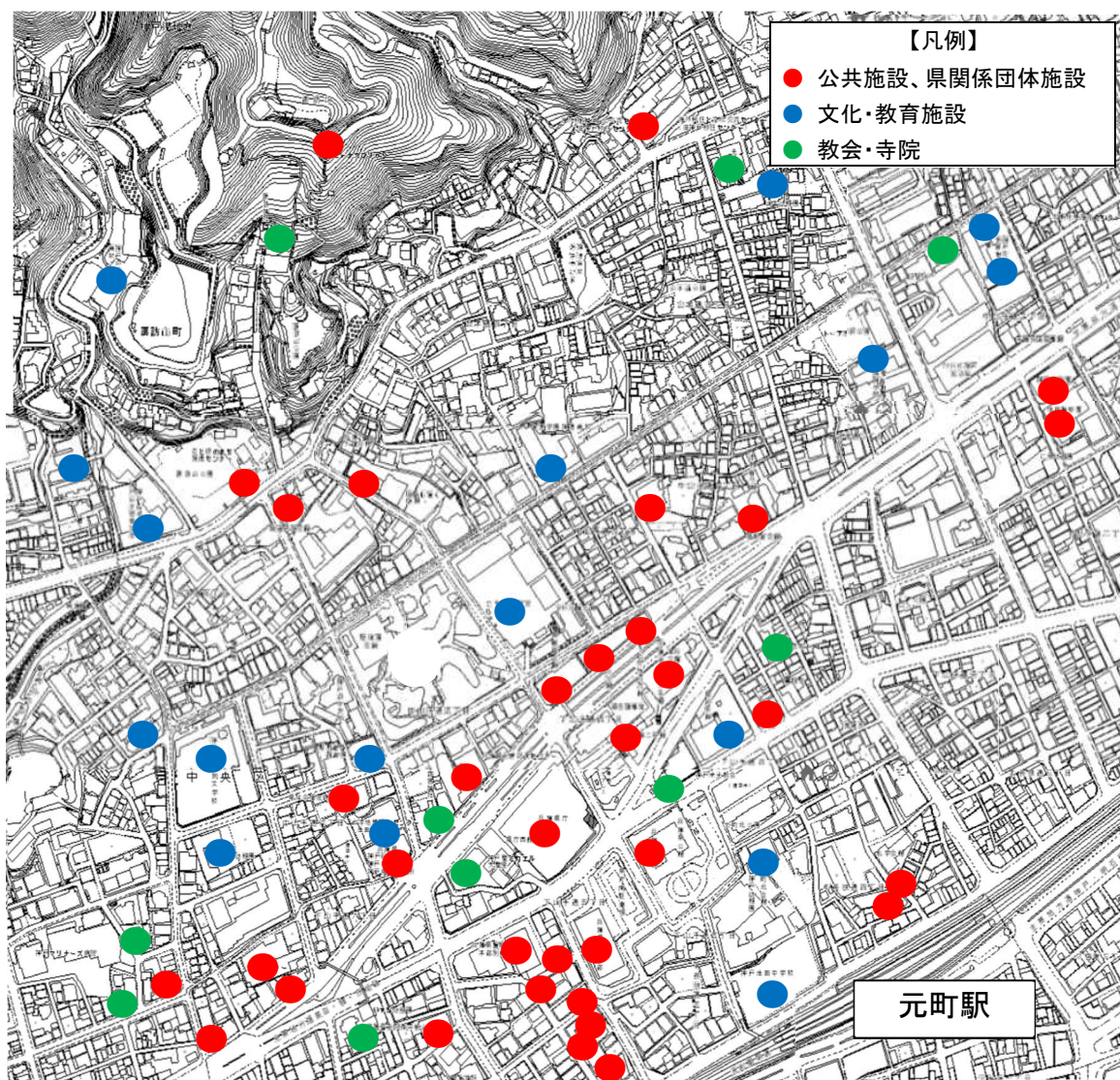
明治元年に日本人と外国人が共生する雑居地に指定されたことから、教会や寺院、外国人学校、ホテル等が立地し、異文化の交流を基調にまちが形成されました。

明治6年には兵庫県庁舎が移転設置され、現在は県庁舎周辺に県関係団体の施設が多数立地しており、県行政の中心地となっています。

また、明治8年には、女子寄宿学校「女学校（おんながっこう）」（現神戸女学院）が開校し、その後も県立第一神戸高等女学校をはじめ、数々の学校が設立され、教育と文化の中心地でもありました。

このため、まちの発展にあわせて、様々な地域資源が蓄積されています。

◇地域資源の分布



I 県庁周辺地域の概要

2 県庁舎の概要

兵庫県庁舎は、1号館、2号館、3号館、議場棟、別館、西館、災害対策センターから構成されており、総延床面積 91,399 m²に約 3,000 人の職員が業務を行っています。3号館及び災害対策センターは、昭和 56 年の建築基準法改正後に新耐震設計基準で整備されましたが、その他の庁舎は旧耐震基準で整備されています。



県庁舎の現況
(左から 1号館、2号館、議場棟、3号館)

◇県庁舎の概要

区 分	① 1号館	②別館	③西館	
建築年度	S41.3 (築 53 年)	S48.1 (築 46 年)	S40.6 (築 54 年)	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	
規模階数	地上 13 階 地下 2 階	地上 1 階 地下 1 階	地上 5 階 地下 2 階	
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	
敷地面積	8,310 m ²		1,544 m ²	
延床面積	30,836 m ²	2,945 m ²	4,288 m ²	
区 分	④ 2号館	⑤議場棟	⑥ 3号館	⑦災害対策センター
建築年度	S45.12 (築 48 年)	S45.12 (築 48 年)	H2.3 (築 29 年)	H12.8 (築 18 年)
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造)
規模階数	地上 13 階 地下 2 階	地上 3 階 地下 2 階	地上 14 階 地下 4 階	地上 6 階 地下 1 階
耐震基準 (重要度係数※1)	旧耐震	旧耐震	新耐震 (1.25)	新耐震 (1.5)
敷地面積	10,807 m ²			1,508 m ²
延床面積	15,937 m ²	4,155 m ²	28,307 m ²	4,931 m ²

※1 建築物に生ずる変形を抑制し強度を向上させるため、建築物の耐力を割り増す係数のこと。なお、施設の機能や用途に応じて定められている（6頁にて解説）。

I 県庁周辺地域の概要

3 県有施設等の概要

県庁舎周辺には、建築後約 50 年を経過した兵庫県民会館や神戸総合庁舎等の県有施設が点在しています。また、今後、神戸総合庁舎に入居する神戸県民センターは新長田合同庁舎へ、神戸市の生田文化会館は、併設されている地域福祉センターの機能を除き、新中央区総合庁舎へ移転する計画となっています。

◇県有施設等の概要

区分	⑧兵庫県民会館	⑨神戸総合庁舎	⑩旧社会福祉研修所	⑪生田文化会館 (神戸市施設)
建築年度	S43.5 (築 51 年)	S38.12 (築 55 年)	S54.11 (築 39 年)	S58.2 (築 36 年)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模階数	地上 14 階 地下 3 階	地上 6 階 地下 1 階	地上 5 階 地下 1 階	地上 3 階 地下 1 階
敷地面積	3,741 m ²	1,672 m ²	776 m ²	2,200 m ²
延床面積	16,279 m ²	5,715 m ²	2,314 m ²	3,049 m ² (うち、地域福祉センター-250 m ²)

Ⅱ 県庁舎及び周辺地域の課題

1 県庁舎の耐震安全性

(1) 構造耐震指標 (Is 値)

地域の中心に位置する県庁舎（1号館、2号館、議場棟）は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により大きな被害を受けました。

震災後に耐震補強工事を実施し、最低限必要な耐震性能（Is 値 0.6 以上）を確保しましたが、建築後約 50 年を経過し、コンクリートの劣化が危惧されることから、平成 30 年度に改めて耐震診断を実施しました。

その結果、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」において、防災拠点に求められる目標 Is 値 0.9 を大きく下回り、さらに、大地震に対する安全性基準である Is 値 0.6 も下回ることが判明しました。別館、西館も同様の状況です。

◇耐震診断結果

区分	1号館	2号館	議場棟	別館	西館
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		
Is 値	0.30	0.37	0.32	0.35	0.16
診断基準	2009 年版		2001 年版		

【参 考】

Is 値は、1981 年 6 月の建築基準法改正（いわゆる新耐震基準）以前の建築物について地震に対する安全性を示す指標です。「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、Is 値と大地震(震度6強から7程度)に対する安全性を下記のとおり定めています。

$I_s < 0.3$	大地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。
$0.3 \leq I_s < 0.6$	// 危険性がある。
$0.6 \leq I_s$	// 危険性が低い。

また、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、防災拠点に求められる耐震安全性を以下のとおり定めています。

区分	分類	重要度係数	耐震安全性の目標	対象施設	目標 Is 値
構造体	I 類	1.5	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	拠点庁舎 拠点病院	0.9 以上
	II 類	1.25	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	学校、病院、避難施設など	0.75 以上
	III 類	1.0	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	上記以外の官庁施設	0.6 以上

Ⅱ 県庁舎及び周辺地域の課題

(2) 層間変形角

1号館については、想定地震波を用いた時刻歴応答解析（※2）により、大地震時の性状を詳細に調査しました。

その結果、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする海溝型地震（長周期地震）では、層間変形角（※3）の最大値が1/134となり、目標値（※4）とする1/200を超えるたわみを生ずることから、建物に大きな損害は発生しないものの、柱や壁のひび割れ、外壁タイルや天井の破損・脱落等のため、地震直後は使用できず、大規模な補修が必要になると推測されます。

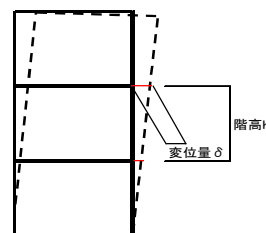
また、阪神・淡路大震災のような内陸活断層型地震（直下型地震）では、層間変形角（※3）が目標値（※4）1/200を超えて最大1/83と大きくたわみ、倒壊に至る可能性は低いと考えられるものの、建物に大きな損害が発生することから、地震後は継続使用できないと推測されます。

◇時刻歴応答解析結果

区 分	層間変形角の最大値		
	目 標 値	直下型地震	長周期地震
1号館	1/200 以下	最大 1/83	最大 1/134

※2 建築物を質量・ばね・減衰でモデル化した上で、地表面に時間とともに変化する地動加速度を与え、建築物の各階の応答加速度、速度、変位を計算する方法。

※3 地震発生時の建物性状を把握する指標であり地震発生時の建物各階の床の変位量(δ)を階高(h)で除したもの(δ/h)。



※4 地震後に有害なひび割れが発生することなく、機能が維持できる状況の値。

Ⅱ 県庁舎及び周辺地域の課題

2 県有施設の老朽化等

県庁舎とあわせて、同時期に建設された県民会館のあり方や神戸総合庁舎の移転跡地の新たな活用方策などについても検討する必要があります。

(1) 兵庫県民会館

建築後 51 年を経過し老朽化するとともに、楽屋や練習室がないなど、多様な利用者ニーズに対応できていません。

(2) 神戸総合庁舎

建築後 55 年を経過する神戸総合庁舎は、新長田南地区のまちのにぎわいを創出し、県・市連携による行政サービスを向上させるため、神戸県民センターが今夏に新長田合同庁舎へ移転します。

(3) 社会福祉研修所

老朽化が著しい社会福祉研修所は、平成 31 年 2 月に耐震改修後の福祉人材研修センター（旧産業会館）へ移転しました。

(4) 生田文化会館（神戸市施設）

生田文化会館の機能は、併設されている地域福祉センターの機能を除き、三宮周辺地区に新たに整備される新中央区総合庁舎へ移転する計画となっています。

3 地域全体のまちづくり

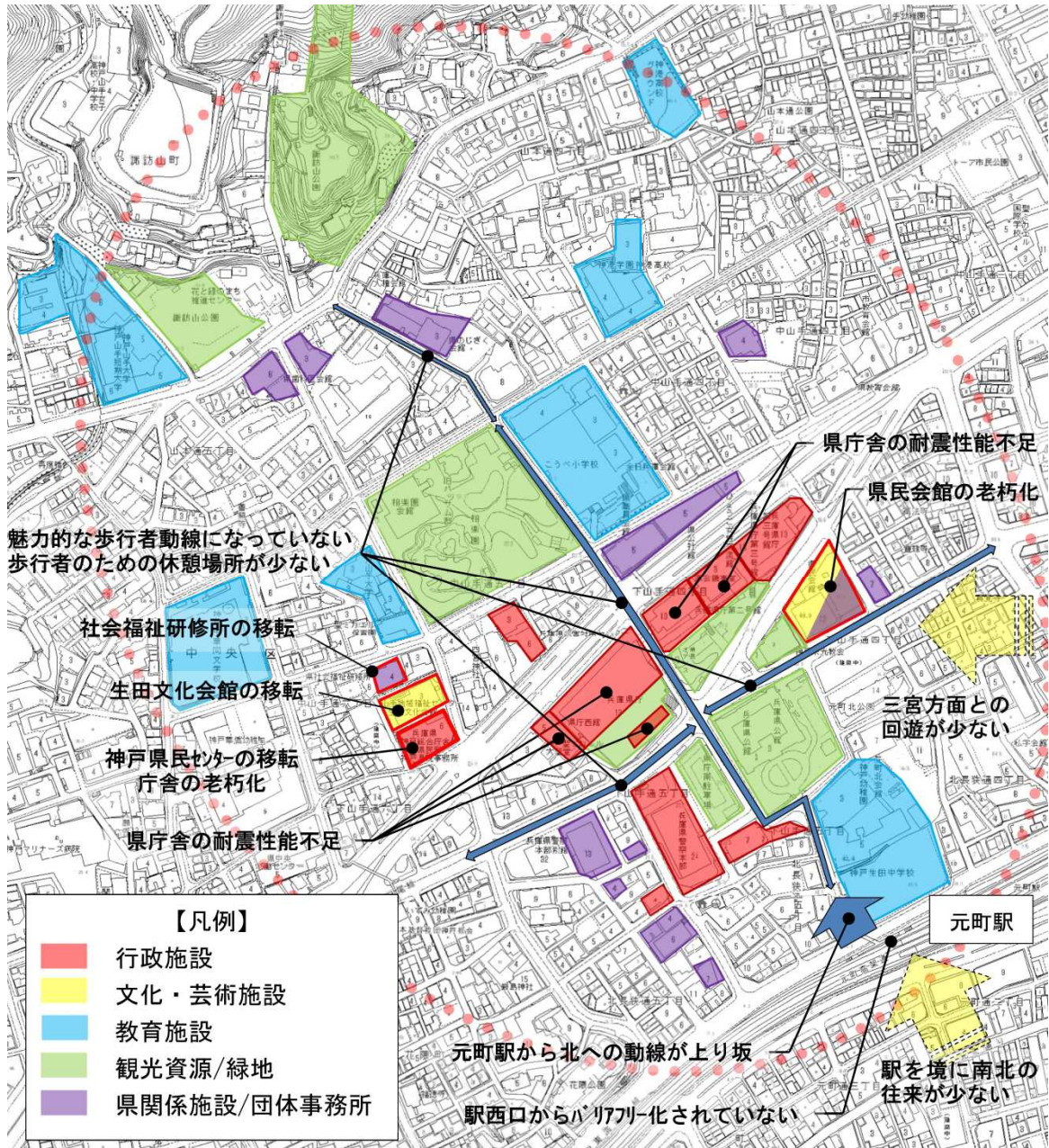
地域内には様々な地域資源が点在しているものの、核となる集客施設がなく、歩行者動線も魅力に欠けるため、三宮周辺地区や元町駅南側と比べると、回遊性が低い状況です。

特に、南北の高低差があるため坂道が多く、中でも元町駅西口から北側への歩行者通路はバリアフリー化されておらず、改札口と市道若菜神戸駅線の間に約 6m の段差があり、階段を経て県公館方面へ向かうこととなるため、南北通行の障害となっています。

加えて、当地域は神戸都心エリアにあり、安全安心なまちづくりや交流・共生による拠点づくりにも配慮が必要です。

歩行者通行量 (12 時間の交通量)	三宮周辺地区	約 32,000~40,000 人
	元町駅南側	約 25,000~38,000 人
	元町駅北側	約 5,000~10,000 人
	県庁周辺	約 3,000~ 5,000 人

Ⅱ 県庁舎及び周辺地域の課題



◇地域内の南北の高低差の状況



Ⅲ 再整備の方向性

1 県庁舎の安全・安心の確保

安全で安心な県民生活や経済活動を支える県政の中核拠点として、県庁舎は大規模災害時にも業務継続が可能な耐震性能を確保するとともに、発災時の迅速な初動体制を確保するため、災害対策センターや県警本部との連携体制にも配慮した施設配置とします。

(1) 県庁舎の再整備の課題

当地域には県政運営の中核機能が集積しており、災害発生時にも十分にその機能を発揮する必要があります。特に、その中心となる現在の県庁舎（1号館、2号館、議場棟）は、近い将来発生が予想される南海トラフ地震後には機能継続できないおそれがあるため、早急に建替又は耐震補強による再整備が必要です。

また、県庁舎は、建築後約 50 年が経過しているため、耐震安全性の他にも、老朽化や情報環境の整備、バリアフリー化等の様々な課題があり、それらへの早急な対応も必要です。

課 題	内 容
耐震安全性	・南海トラフ地震等の大規模災害時の防災拠点に必要な耐震性能が不足
老朽化	・阪神・淡路大震災に伴う災害復旧工事以降、抜本的な改修工事が実施できておらず、躯体、内外装、防水層等の劣化が著しい ・電気、空調、給排水管の各設備の老朽化に伴う不具合が増加しており、今後、高額な補修費用や更新費用が発生
情報環境整備	・ペーパーレス化・効率化のための大型モニター、テレビ会議端末等を設置した執務室・会議室の整備が不十分 ・無線 LAN、フリーアクセス仕様の床面、IP 電話等が未整備のため、柔軟なスペース利用が困難
バリアフリー化	・1号館南側に階段があるため、バリアフリーのアクセスルートは北側出入口に限られ、駅方面からは迂回が必要 ・議場棟傍聴席や1号館から2号館への渡り廊下の段差等は、構造的な制約によりバリアフリー対応が困難
セキュリティ水準	・執務室内への立入りに制約がなく、安全面や機密文書の保全が不十分 ・県民への開放エリアと執務エリアの区分など、セキュリティレベルに応じたゾーニング設定や入退室管理が不十分
環境への配慮	・環境負荷の低減、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー設備の導入など、環境への配慮が不十分
執務環境	・課室毎に壁で区画されており、フリーアクセスフロアも整備されていないため、組織再編等への柔軟な対応が困難
県関係機関の分散	・県の関係機関（県民情報センター等）が神戸ハーバーランド庁舎等に分散しているため、県施策との連携が取りにくい

Ⅲ 再整備の方向性

(2) 県庁舎の再整備手法の比較検討

建替、耐震改修のいずれの手法であっても防災拠点に必要な耐震安全性は確保できるものの、躯体や設備などの老朽化対策、最適な情報技術の活用、快適に利用できるバリアフリー構造の確保、適切なセキュリティ対策の構築、最新の環境配慮技術の導入、先進的な執務空間の確保、県関係機関の集約などの課題を抜本的に解決できること、また維持修繕費を含めた70年間(※5)のトータルコストが安価であることから、「**建替**」により再整備します。

課 題		建 替	耐震改修
課 題 へ の 対 応	耐震安全性	・防災拠点に必要な耐震安全性Ⅰ類(重要度係数1.5)を確保できる。	・防災拠点に必要な耐震安全性Ⅰ類(Is値0.9)を確保できる。
	老朽化	・躯体、仕上げ、設備等を最新の水準に整備できる。	・築約50年が経過した躯体を継続使用せざるを得ない。 ・使用しながら改修するため、設備は抜本的に改修できない。
	情報環境整備	・効率的かつ効果的な政策立案や事務処理が可能な最新の情報技術を整備できる。	・高度情報化に対応するためのフリーアクセスフロア等は整備できない。
	バリアフリー化	・全ての利用者が円滑かつ快適に利用できる構造や設備を整備できる。	・構造的な制約でバリアフリー対応できていない部分が存置される。
	セキュリティ水準	・個人情報保護や防犯等に対応した適切なセキュリティ対策を構築できる。	・階段やEV等の動線は変わらないため、セキュリティレベルに応じた適切なゾーニングができない。
	環境への配慮	・最新の環境配慮技術の導入や再生可能エネルギーの活用ができる。	・建物形状や構造は変わらないため、総合的な対策ができない。
	執務環境	・組織再編に柔軟に対応できるオープンフロアの執務空間を整備できる。 ・作業内容に応じて選択可能な多様な執務スペースを確保できる。	・耐震補強ブレース(筋かい等の補強材)を室内に設置するため、更に室内が細分化される。
	県関係機関の分散	・県施策との連携に必要な機関を集約できる。	・集約のためには増築する必要がある。
再整備費	整備時	・約500～540億円	・約400億円(増築を含む)※6
	70年間(※5)	・約680～720億円	・約780～820億円(増築を含む)※6
まちづくりへの効果		・県庁舎を含めた大規模な範囲で再整備ができ、まちづくりに効果を発揮する。	・再整備の範囲が小規模であり、まちづくりにほとんど効果を発揮しない。

※5 70年コストは初期整備費と修繕費で算出し、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」において、新築の建物耐用年数を70年と規定しているため、定量的評価の対象期間を70年とした。

※6 耐震改修の場合、耐震補強ブレースの設置により、執務室として利用できる面積が減少すること、また、県関係機関の集約のための床面積が必要となることから、増築に要するコストを見込んでいる。

Ⅲ 再整備の方向性

(3) 県庁舎の位置の検証

兵庫五国の拠点となるべき県庁舎の位置については、検討委員会や再整備協議会において、現在地での建替を前提とするのではなく、他地域への移転も含めて、慎重に検討すべきとの意見がありました。

このため、地方自治法の規定も踏まえ、県庁舎の位置について検証を行いました。

① 考慮すべき主な事項

地方自治法には、県庁舎の位置を定めるにあたっては、住民の利便性の観点から、交通事情や他の官公署との関係等について考慮しなければならない旨が規定されています。

具体的には、以下の事項について考慮する必要があります。

○地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

考慮すべき事項	内容
交通アクセス性	<ul style="list-style-type: none">・ 県下各地の県民の利便性・ 県内市町、国・他府県からの利便性・ 職員の通勤利便性
官公署・民間企業等の集積度	<ul style="list-style-type: none">・ 国機関（地方整備局、地方労働局、財務事務所 等）・ 県関係団体及び業界団体（福祉関係、商工関係、農林水産関係 等）・ インフラ事業者（電気、ガス、水道、民間企業 等）・ 県行事の開催場所（ホール、会議室 等）
災害に対する安全性	<ul style="list-style-type: none">・ 発災時の活動拠点としての安全性・ 発災時の人員・物資の緊急輸送の迅速性
立地環境	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺環境と調和のとれた都市基盤の集積

Ⅲ 再整備の方向性

② 現在地と神戸市外移転の比較

神戸市外へ移転する場合には、県庁舎、公社館等の行政施設に加え、諸行事を開催する県公館、県民会館等の関係施設を一体的に移転し、県行政を推進する拠点として、必要な機能を集積する必要があります。

しかしながら、市外へ移転する場合、現在地で建替を行う場合と比較すると、(ア)移転対象施設が増加し、7haに及ぶ広大な敷地を必要とすること、(イ)整備延床面積が増加し、移転整備には用地費を除く整備費だけでもより多額の経費を要すること、(ウ)建築を含む整備期間が長期化すること、(エ)移転先によっては交通アクセス環境の悪化や企業等集積度が低下すること、(オ)災害安全性に対しては同様の安全対策が必要となることが想定されます。

このため、県庁舎再整備の緊急性等も勘案し、引き続き「**現在地**」で建替えることとします。

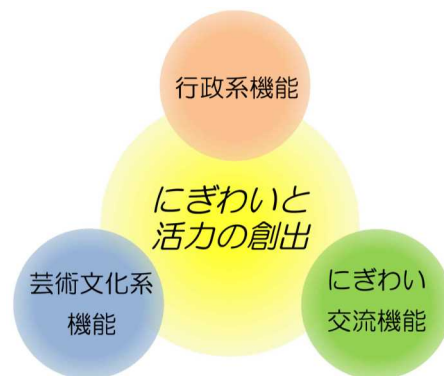
区 分	現在地での建替	神戸市外への移転
移転対象施設 (県関係施設)	①県庁舎 ②議場 ③県民会館	①県庁舎 ②議場 ③災害対策センター ④災害待機宿舎 ⑤公社館 ⑥県公館 ⑦県民会館 等
敷地面積	約 27,000 m ²	約 70,000 m ²
整備延床面積	約 100,000 m ²	約 150,000 m ² ※7
整備費（解体費を含む）	約 650～700 億円	約 1,100 億円＋用地取得費
土地活用収益	民間活用部分の借地料等	現在地の土地売却益等
建築を含む整備期間	約 10 年	約 15 年～20 年
交通アクセス性	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩圏に JR 駅、市営地下鉄駅があり、阪神高速、新神戸トンネル、神戸空港、神戸港等にも近接しており、県内外への移動が容易 県庁舎勤務職員の市内在住 5 割 	-
官公署・民間企業等の集積度	国機関：中央区 37 機関 (神戸市内 76 機関) 県関係団体：県庁周辺 178 団体 民間事業者：中央区 23 千社 (神戸市内 70 千社)	- 現在地と同等の環境を有する県有地はなく、新たな土地を確保する必要がある。
災害に対する安全性	南海トラフ地震 想定震度 5 強 直下型地震（六甲・淡路島断層） 想定震度 6 強 緊急輸送道路 山手幹線（片側 2 車線）	-
立地環境	緑豊かで閑静な都市空間	-

※7 施設として、災害対策センター、災害待機宿舎、公社館等を含んでいる。

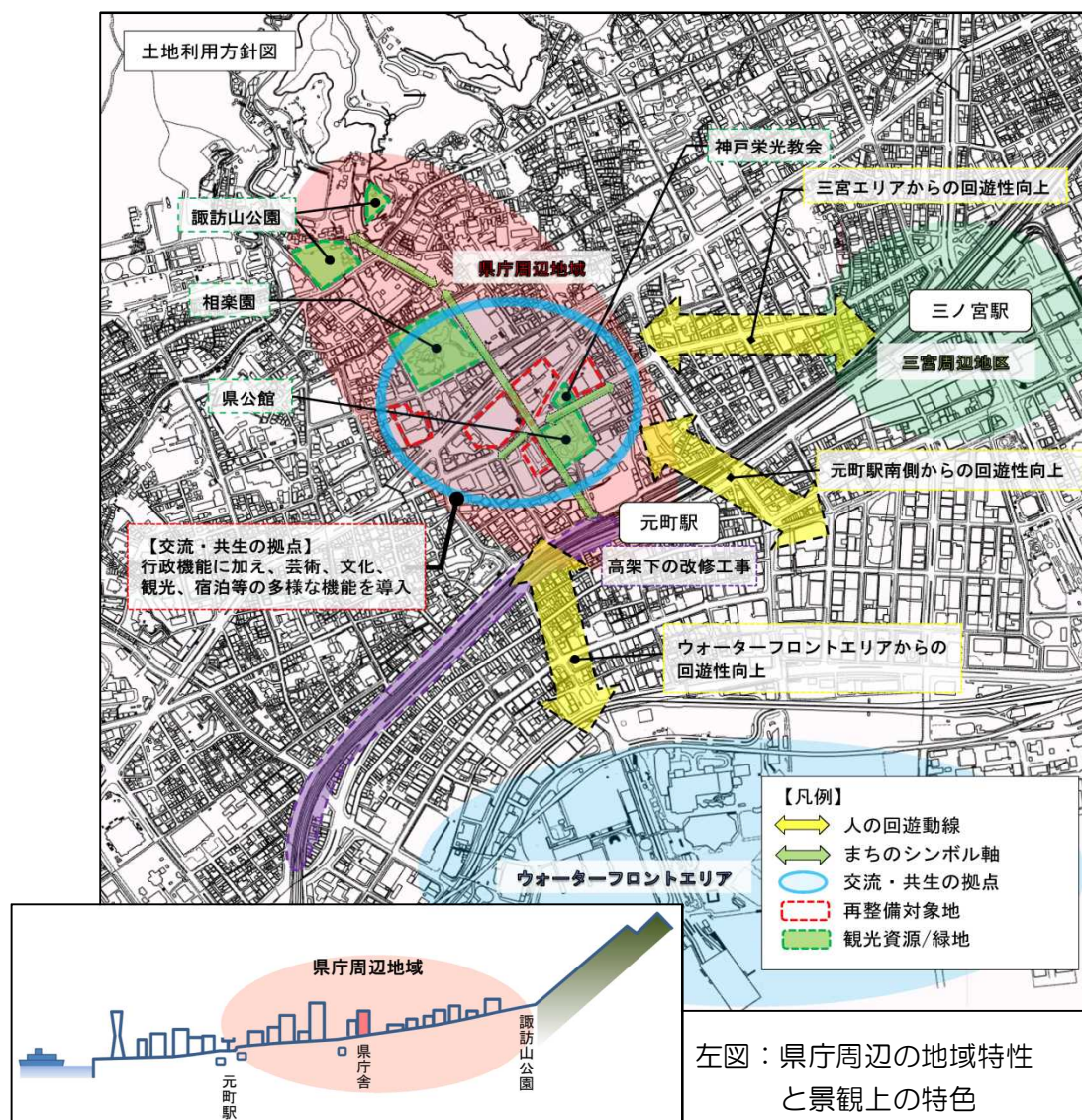
Ⅲ 再整備の方向性

2 交流・共生の拠点づくり

①県行政推進の中核拠点となる県庁舎等の再整備と、神戸総合庁舎周辺の一体活用や関連する諸団体の活動拠点の集約による「行政系機能」、②幅広い文化創造の拠点として再整備を行う「芸術文化系機能」を充実します。加えて、③世界的ブランドのホテル、外資系企業オフィス、IT等の先端産業の開発拠点等の「にぎわい交流機能」を付加することで、それらの複合的な作用により、まち全体としてのにぎわいと活力の創出をめざします。



また、元町駅から県公館を経て諏訪山公園や三宮方面に至る歩行者動線を「まちのシンボル軸」とし、誰もが容易にアクセスしやすくなるよう、元町駅周辺の構造の改善や駅西口から北側への通路のバリアフリー化を行うとともに、豊かな緑を活かした魅力的な歩行者空間を整備することで、県庁周辺エリアを「交流・共生の拠点」として整備します。



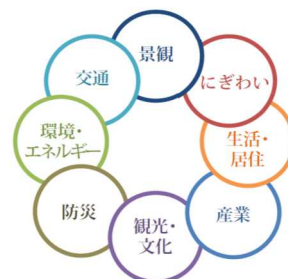
Ⅲ 再整備の方向性

(参考) 神戸都心エリアの魅力づくり

○神戸都心の未来の姿「将来ビジョン」(平成27年9月策定)

目指すべき都心像として、「日々の刺激と物語が生まれる美しき港町・神戸」を掲げ、都心の将来像を表現する3つの柱となる①心地よいデザイン、②出会い、イノベーション、そして文化、③しなやかで強いインフラと、「にぎわい」、「観光・文化」等の都心に備える8つの軸に沿った取り組みを示しています。

○都心に備える8つの軸

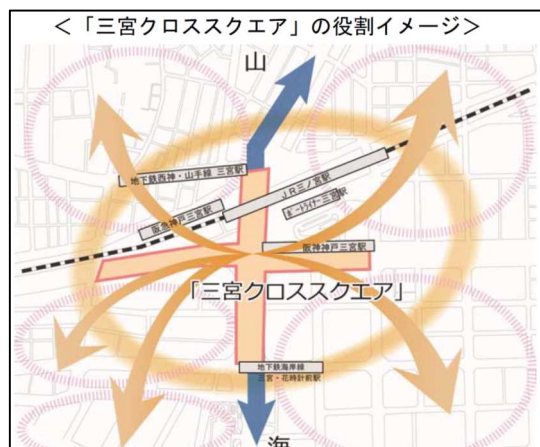


○神戸三宮「えき～まち空間」基本計画(平成30年9月策定)

- ・目指すべき将来像として、「美しき港町・神戸の玄関口“三宮”」を掲げ、「えき」(6つの駅とバス乗降場)と「まち」をつなぐ新しい駅前空間の整備に向けた基本的な考え方や、今後の取り組みを示しています。具体的には、三宮交差点を中心に、人と公共交通が優先の道路空間「三宮クロススクエア」を整備し、「えき」から「まち」への人の流れを創出します。

○えき～まち空間の目標像

- ①三宮の6つの駅があたかも一つの大きな「えき」となる空間
- ②「えき」と「まち」が行き来しやすく、より便利で回遊性を高める空間
- ③美しき港町・神戸の玄関口にふさわしい象徴となるような空間



- ・道路空間の再配置により、歩行者空間を充実させ、「まちなか」の回遊性を向上させる等の取り組みが行われます。ほかにも、三宮周辺地区における神戸阪急ビル東館の建替工事や、三ノ宮ターミナルビルの建替計画、新たなバスターミナルの整備、ウォーターフロントエリアにおける再開発等が進められています。



IV 基本的な考え方

1 県庁舎再整備の基本的な考え方

(1) 基本理念

安全・安心な県民生活や経済活動を支える広域的な防災拠点として高い耐震性能を確保するとともに、多様性と連携を活かした兵庫の未来づくりを実現する県政の中核拠点にふさわしい先進的な機能を備えた庁舎として再整備します。

(2) 基本方針

① 安全・安心な県民生活や経済活動を支える広域防災拠点の整備

災害発生時には、防災拠点として迅速に災害対応活動を実施できるように、南海トラフ地震や直下型地震等に備えた高い耐震性能と、ライフライン途絶時でも一定期間業務を継続できる機能を確保します。

災害時の迅速な危機管理対策を実施できるよう、災害対策センターや県警本部との連携にも配慮します。

また、個人情報や機密情報の保護、防犯上の観点等を踏まえ、セキュリティ対策を強化するとともに、新庁舎と3号館との間の動線を確保します。

② 質の高い行政サービスの提供

県民ニーズに的確に答える質の高い政策の立案・執行が実現できるように、政策課題に応じた組織再編等にも柔軟に対応できる執務空間を確保するとともに、ICT化等による業務の高度化・効率化を進めます。

また、職員が能力を最大限発揮できるように、多様な働き方に対応した良質な執務環境を確保します。

さらに、県庁舎周辺に分散する県関係機関を集約移転し、県施策との連携を強化します。

③ 県民の利便性向上

高齢者や障がい者をはじめ、県民誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインに十分配慮するとともに、県庁舎内へのアクセスルートを含めたバリアフリーを確保します。

また、議会の独立性を担保しつつ、県民がより身近に県議会を感じられるように、傍聴機能や情報発信機能を充実します。

IV 基本的な考え方

④ 兵庫の魅力の発信

明るく開放的なエントランスホールを中心に、県政情報や兵庫五国の自然、歴史、文化等の多様な魅力を発信します。

また、県公館や神戸栄光教会等の歴史的建築物、豊かな緑地などの街並みと調和した県庁周辺地域にふさわしい魅力的なデザインとします。

⑤ 地球環境への配慮

省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーや県産木材の利用などの低炭素化を推進し、地球環境への負荷を軽減します。

また、建設段階から解体撤去に至るまでのライフサイクルコスト(※8)を低減させます。

(3) 再整備にあたっての留意事項

① 県民に開かれた庁舎づくり

県庁舎のエントランスホールや展望ロビー、庁舎周辺の緑地空間を県民向けの各種イベント開催に活用するなど、県民に開かれた庁舎づくりをめざします。

② 周辺施設と一体となった整備

周辺に立地する県民会館や民間施設等と低層部で連絡し、回遊性を向上させるとともに、緑地や歩道等の屋外空間を一体で整備します。

③ 来庁者の訪れやすい庁舎

地下鉄県庁前駅と接続するとともに、元町駅方面から容易にアクセスできるルートを確認します。



※8 建設費だけでなく、光熱水費、点検・保守・清掃費等の運用維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費など、建設から解体までかかる全ての費用のこと。

IV 基本的な考え方

(4) 新県庁舎の配置

新耐震建築物である3号館及び災害対策センターは建替ではなく引き続き活用するとともに、建替のための仮設庁舎を新たに建設しないことを前提として、行政機能の集約化に資する以下の2案を設定し比較しました。

県庁舎の耐震性や機能性を早期に確保することができ、あわせて、民間事業の導入可能性とまちづくりへの効果向上の観点から総合的に評価し、「案2」を基本として検討します。

	配 置	評 価
案 1	<p>《配置の考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新県庁舎と3号館が隣接 ・1号館跡の広大敷地に拠点性の高い民間施設を誘致 ・県民会館跡地に合わせ、県公館とも連携し文化芸術機能を充実強化 	<p>【県庁舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政ゾーンの着手が文化芸術ゾーン完成後となり、新県庁舎の完成時期が遅延 ○既存の街区の変更が必要(3号館南側の市道の付替又は道路の上空利用等) <p>【民間事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県庁舎の完成時期の遅延に伴い、民間事業の活用時期も遅延 ○1号館跡を民間活用する場合、大規模な施設整備とならざるを得ず、進出事業者の参入リスクが大きくなる可能性あり <p>【まちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政ゾーンがひとまとまりとなり、用途を明確に分けて利用可能
案 2	<p>《配置の考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の新県庁舎と災害対策センター等との連携 ・三宮方面からの回遊によるにぎわいの創出 ・県民会館と民間施設との複合整備による集客力の向上 	<p>【県庁舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民会館の先行移転が不要であり、耐震性能の高い新庁舎の早期整備が可能 ○既存の街区を前提とした整備が可能 ○行政ゾーンの県庁舎に大規模なフロア面積が確保でき、主要な行政機能の集約が可能 ○行政ゾーンと3号館が離れるが、3号館を行政委員会等の専用利用することで十分な活用が可能 ○県民会館は民間施設と複合整備することを検討するが、別途単独整備の可能性も留保 <p>【民間事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○敷地が適度な規模に分かれ、市場動向を踏まえ柔軟に事業者募集が可能 <p>【まちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3つのにぎわい交流ゾーンにより、多様な魅力が創出可能 ○県民会館跡地の活用により三宮・トアウエスト等のにぎわいエリアとの連続性の確保が可能

IV 基本的な考え方

2 県民会館再整備の基本的な考え方

(1) 基本理念

人生 100 年時代の到来やワークライフバランスの実現により、「自分時間」が充実する中で、県民が自己実現や生きがいづくりのために行うさまざまな文化活動に加え、生涯を通じた学び直し、外国人が日本文化に触れる場など、多様な人々が集う幅広い活動の拠点として再整備します。

(2) 基本方針

① 気軽に良質な芸術文化に親しむ環境

子どもから大人までのすべての世代が、芸術文化に関心を持ち、気軽に触れることができるように、鑑賞する機会を提供します。

また、鑑賞するだけでなく、一人ひとりが自由な創作活動を行い、その成果を発表する機会を提供することにより、芸術文化を通じて、心豊かな生活を実感できる場をめざします。

② 人材育成と情報発信

芸術文化を担う人材を育成し、将来にわたって活発な芸術文化活動を展開するため、新進・若手芸術家等の活動を応援し、交流する場づくりをめざします。

県民が芸術文化の催しや支援等の知りたい情報を入手できるように、総合的な情報発信機能を強化します。

③ 県民の幅広い交流拠点

県民の生涯を通じた学び直しによる自己実現や、次代を担う青少年の育成など、県民の幅広い活動を支援します。

また、外国人が日本文化に触れる機会を提供し、新しい人の流れを作り、地域全体の賑わいを創出します。

④ 存在感のある華やかなデザイン

新進・若手芸術家をはじめ、芸術活動に取り組む県民がその作品を発表する場として憧れを持つような、高いデザイン性と開放的で潤いある空間を備えた施設とします。

IV 基本的な考え方

(3) 芸術文化機能の整備コンセプト

様々な世代の県民が、芸術文化に親しみ、気軽に利用できるよう、主要機能については以下の整備コンセプトを基本として、魅力ある施設づくりをめざします。

- ① 音楽、演劇、舞踊などの多様な舞台芸術活動の場として、使いやすく機能的な空間の提供
- ② 美術作品などの創作・発表の場として、その用途や規模に柔軟に対応できる空間の提供
- ③ 伝統文化を通じて、世代や文化を超えた交流を身近に体験できる場の提供

(4) 再整備にあたっての留意事項

① 来訪者等が安心して訪れる施設

高齢者や障がい者をはじめ、すべての来訪者が快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに十分配慮します。

また、大規模災害時には、ホールや会議室を一時滞在施設として活用し、帰宅困難者が安全に過ごすことができる施設とします。

② 近隣の地域資源との連携

県公館、相楽園等の県庁周辺地域に立地する貴重な地域資源と連携することにより、来訪者が単に地域資源を巡るだけでなく、地域資源を活用した感動体験を提供するなど、文化の香りにとぎわいにあられる地域を形成します。

③ 県関係機関等の事務所との調和

県庁舎周辺に分散する県関係機関の集約にあたって、県民会館には県民による幅広い活動と密接な関連を有する機関を中心に配置し、利用者の動線等に必要な配慮を行います。

④ にぎわい交流施設との複合整備

県民会館の再整備にあたっては、相乗効果が期待できることから、にぎわい交流施設との複合整備もあわせて検討します。

IV 基本的な考え方

3 にぎわい交流ゾーン整備の基本的な考え方

(1) 基本理念

2号館跡地や県民会館跡地、神戸総合庁舎跡地等のにぎわい交流ゾーンについては、県庁舎の建替にあわせて、県公館や相楽園等の既存交流資源と連携するとともに、人々が集う文化拠点として再整備する県民会館との相乗効果を生み出す観光、宿泊施設などの誘致により、人々が集い、ふれあい、にぎわいが生まれる空間整備をめざします。

整備にあたっては、県庁周辺の豊かな地域資源や地域特性を十分に活かし、調和のとれた都市空間を創出します。

(2) 基本方針

① 2号館・県民会館跡地の施設整備

ア 新たなにぎわいの創出

芸術文化、食文化、観光など、兵庫五国の優れた魅力の発信拠点や、来街者が憩い、滞留できるにぎわいスポットを誘致します。

また、三宮・トアウエスト等とのにぎわいの連続性を活かした整備を進めます。

イ 国際的な交流拠点の誘致

外国人が居住する「雑居地」として発展してきた土壌を活かし、インバウンドニーズに対応する世界的ブランドのホテルや外国・外資系企業ニーズに対応する質の高いオフィス、IT等の先端産業の開発拠点など、地域のランドマークとなる交流拠点を誘致します。

ウ 複合施設の整備

レストランやショッピング、カンファレンス、オフィスなど、多様なニーズに対応する複合施設とすることとし、整備を進めます。

エ 民間ノウハウの活用

施設整備にあたっては、民間事業者のアイデアやネットワーク等の活用を検討します。

② 神戸総合庁舎跡地の施設整備

神戸県民センターや生田文化会館の移転計画にあわせ、2号館跡地等と同様の方針に基づき、施設を整備します。

整備にあたっては、民間事業者のアイデアやネットワーク等の活用を検討します。街区内の市有地や民間敷地を含めた一体的な再整備が望まれます。

神戸市とも十分協議し、連携しながら進めていきます。

IV 基本的な考え方

③ 緑豊かな都市空間整備

県公館や神戸栄光教会等の歴史的建築物と豊かな緑地が調和した魅力的な都市空間を実現するため、景観形成のルールづくりに取り組みます。

また、元町駅から県公館を経て、諏訪山公園や三宮方面に至る動線を「まちのシンボル軸」と位置づけ、神戸市とも連携しながら、誰もが容易にアクセスできる空間づくりを進めます。

特に、元町駅は、元町山手方面との円滑な人の往来が可能となるように、交通事業者とも連携しながら、駅舎と一体となった商業施設や、県庁周辺地域へのプロムナードなど、玄関口にふさわしい空間をめざします。

(3) 整備にあたっての留意事項

① 民間のノウハウを活かしたまちづくり

事業計画の策定にあたり、技術力やノウハウを活かした具体的方策の提案や助言を募集し、実現性の高い魅力的なまちづくりを進めます。

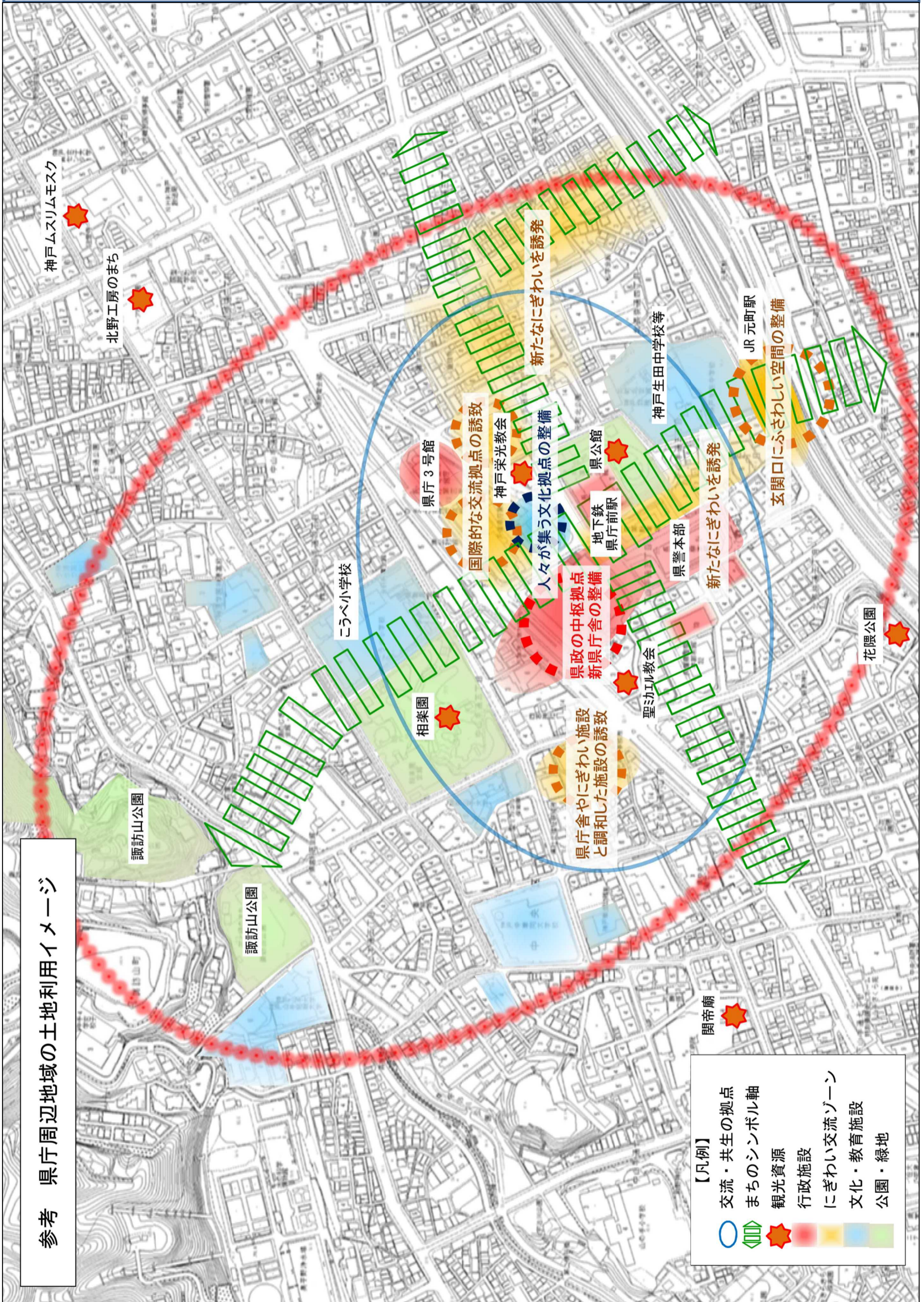
② 公共空間を活用した民間主体のにぎわいづくり

土地の高度利用により生み出した用地や、歩道等の公共空間を活用し、民間事業者の活力を最大限導入したにぎわいづくりを進めます。

③ 県民会館との複合整備

にぎわい交流施設の誘致に向けて、民間事業者の収益性を高め、参入事業者の増加が期待できることから、県民会館とにぎわい交流施設の複合整備も検討します。

IV 基本的な考え方



IV 基本的な考え方

4 スケジュール

県庁舎の耐震安全性の確保は喫緊の課題であることから、事業に遅延が生じないように、適切なスケジュール管理のもと、関係者と協議・調整を行っていきます。

区 分	2019年度	2020年度	2021～2025年度	2026～2030年度
県庁舎	基本計画	設 計	本体整備・完了	解体
県民会館			基本計画	事業者募集
にぎわい交流ゾーン	企画案 検討	事業可能性 調査	設計	整 備
元町駅周辺			計画・設計・整備	

5 考慮すべき事項

(1) 県民意見の反映

基本計画の策定にあたっては、県民モニターアンケートやパブリックコメントを実施し、県民の意見・提案を広く反映します。

(2) 整備規模の精査

今後、基本計画の策定にあわせ、効率的な業務のあり方やオフィス環境のあり方を検討し、規模や機能を精査します。

(3) 事業費の縮減

本県の厳しい財政状況を勘案し、可能な限りコスト縮減や整備期間の短縮に努めるとともに、公民連携手法や民間活力の導入を検討し、財政負担の軽減に努めます。

(4) 財源の確保

整備費用の負担を軽減するため、国庫補助金を最大限活用するとともに、定期借地権収入の確保などを検討します。

さらに、県有施設等整備基金の新規積立により一般財源負担の軽減に努めます。

(5) エリアマネジメントの推進

県民、民間事業者、神戸市、県等が連携して、県庁周辺地域の価値を向上させる方策を検討します。

V 参考

1 再整備の規模と概算事業費

(1) 県庁舎

① 規模

現状のまま活用する災害対策センターを除いた、1～3号館の必要面積は、現状面積や総務省の起債基準等を前提に、約104,500㎡（駐車場面積を含む）と試算しました。

新耐震基準の3号館を除き再整備する面積は、約76,000㎡と試算しました。

区分	現状	再整備後	差引
行政エリア	75,901㎡	約93,000㎡	約17,099㎡
議会エリア	10,567㎡	約11,500㎡	約933㎡
合計	86,468㎡	約104,500㎡	約18,032㎡

※再整備面積 約104,500㎡-28,307㎡（3号館）≒約76,000㎡

② 概算事業費

再整備コスト	建替	耐震改修
初期事業費	約500～540億円	約400億円（増築を含む）
70年間	約680～720億円	約780～820億円（増築を含む）

※70年間コストには初期事業費及び修繕費を含む。

ア 建替の場合

（前提条件）

初期事業費は、官庁施設の新設に必要な工事費を算定する際に用いられる標準的な工事費（新営予算単価）を基本とし、国積算要領に基づく設計監理費及び類似公共施設の実績を踏まえた解体工事費等を加算し、試算しています。

70年間コストは、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」に基づき、計画修繕を20年毎、EV設備更新を30年毎に実施することとして、必要な修繕工事費を見込んでいます。

（概算事業費）

この結果、初期事業費は500～540億円と見込まれます。耐用年数70年間（※9）の修繕費が180億円と見込まれることから、総コストを680～720億円と試算しました。なお、70年後には耐用年数を超過するため、建物の残存価値は評価しません。

※9 「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」において、新築の耐用年数は70年、大規模改修後は35年（設備等の計画修繕を1回程度実施）での建替を想定している。

V 参考

イ 耐震改修の場合

(前提条件)

初期事業費は、耐震補強設計を踏まえた耐震補強工事費に、国積算要領に基づく設計監理費等を加算し、試算しています。さらに、耐震改修に伴い耐震補強ブレースを課室内に設置するため執務面積が減少することや、県関係機関の集約を行うための床面積が必要となることから、不足する面積相当の増築工事費を加算し試算しています。

また、改修から 35 年後の建替事業費は、上記ア（建替の場合）と同様に、新営予算単価を基本とした工事費を用いて試算しています。

70 年間コストは、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」に基づき、計画修繕を 20 年毎、EV 設備更新を 30 年毎に実施することとして、必要な修繕工事費を見込んでいます。

なお、70 年度の県庁舎の残存価値は、不動産鑑定評価基準をもとに試算しています。

(概算事業費)

この結果、初期事業費は 400 億円と見込まれます。さらに、改修から 35 年後(※9)には建替整備が必要となり、建替事業費として 500～540 億円が見込まれます。

また、70 年間の修繕費が 150 億円と見込まれることから、総コストを 1,050～1,090 億円と試算し、70 年後には、建て替えた県庁舎の残存価値が 270 億円見込まれるため、実質コストを 780～820 億円と試算しました。

(2) 県民会館

① 規模と概算事業費

県民の幅広い文化創造の拠点として、ホールやギャラリー、茶室等の機能充実に加え、新たなにぎわいを創出する機能の導入を前提に整備する面積は、約 23,000 m²と試算しました。

区分	現状	再整備後	差引
県民会館	16,279m ²	約23,000m ²	約6,721m ²

なお、概算事業費は、県庁舎と同様に試算し、建替事業費として約 150～160 億円が見込まれます。

V 参考

2 県庁舎等再整備基本構想の策定経過

(1) 元町山手地区再整備基本構想・基本計画検討委員会（H30.8.17 設置）

① 名簿（敬称略：五十音順）

区分	氏名	役職
委員長	安田 丑作	神戸大学名誉教授
副委員長	佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
委員	今西 珠美	流通科学大学商学部経営学科教授
	小西 隆紀	兵庫県議会副議長
	齊木 崇人	神戸芸術工科大学学長
	桜間 裕章	(株)神戸新聞社常勤監査役
	多田真規子	西日本旅客鉄道(株)近畿総括本部副本部長兼神戸支社長
	中林 志郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
	油井 洋明	神戸市副市長

[過去の構成委員] ※離職者のみ記載

区分	氏名	役職（委員就任時の役職を記載）	就任期間
委員	岡口 憲義	神戸市副市長	H30.9.3~H31.3.31
	玉田 敏郎	神戸市副市長	H30.8.17~H30.9.2

② 主な討議内容

第1回（平成30年8月23日）	目指すべきまちの将来像及びまちづくりの基本方針
第2回（平成30年11月29日）	主要施設の配置計画案 県庁舎及び県民会館の再整備の基本的な考え方
第3回（令和元年5月20日）	県庁舎等再整備基本構想（素案）

V 参考

(2) 元町山手地区再整備基本構想・基本計画検討委員会 県民会館部会 (H30. 8. 17 設置)

① 名簿 (敬称略：五十音順)

区分	氏名	役職
部会長	佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
委員	奥村 和恵	多可町立文化会館ベルティホール顧問
	柏木 浩一	有限会社アビタ代表取締役副社長
	藤田 佳代	兵庫県洋舞家協会顧問
	宮本 慶子	兵庫県音楽活動推進会議代表
	山本 亮三	(公財) 兵庫県芸術文化協会理事長

[過去の構成委員] ※離職者のみ記載

区分	氏名	役職 (委員就任時の役職を記載)	就任期間
委員	河崎 晃一	甲南女子大学文学部メディア表現学科教授	H30.8.17~H31.2.11

② 主な討議内容

第1回 (平成30年9月10日)	県民会館の再整備の基本コンセプト 芸術文化機能の強化方策
第2回 (平成30年10月22日)	芸術文化機能の強化方策 新たな賑わい機能
第3回 (令和元年5月20日)	(検討委員会と合同開催)

(3) 県庁舎等再整備協議会 (H30. 12. 14 設置)

① 名簿 (敬称略)

区分	氏名	役職
会長	松本 隆弘	県議会議長
副会長	小西 隆紀	県議会副議長
自由民主党	黒川 治	議会運営委員会委員長
	内藤 兵衛	自由民主党県議団幹事長
	山口 晋平	自由民主党県議団副幹事長
公明党・ 県民会議	伊藤 勝正	議会運営委員会副委員長
	谷井 いさお	公明党・県民会議県議団幹事長
ひょうご 県民連合	石井 秀武	ひょうご県民連合県議団団長
維新の会	高橋 みつひろ	
日本共産党	きだ 結	

V 参考

【過去の構成委員】※離職者のみ記載

区 分	氏 名	役 職（委員就任時の役職を記載）	就任期間
自由民主党	森脇 保仁 大谷 かんすけ	自由民主党県議団幹事長 自由民主党県議団副幹事長	H30.12.14～ H31.4.23
公明党・ 県民会議	岸本 かずなお	公明党・県民会議県議団幹事長	
ひょうご 県民連合	石井 健一郎	ひょうご県民連合県議団幹事長	

② 主な討議内容

第1回（平成30年12月14日）	県庁舎等の現状と課題 県庁舎の位置
第2回（平成31年1月16日）	県庁舎等の主要施設の配置計画案 再整備スケジュール 県庁舎等再整備の基本的な考え方
第3回（平成31年2月8日）	県庁舎等再整備の基本方針 県庁周辺地域の土地利用イメージ
第4回（平成31年4月24日）	県庁舎等再整備基本構想（素案）
第5回（令和元年5月15日）	各会派意見開陳
第6回（令和元年5月29日）	県庁舎等再整備基本構想（案）

県庁舎等再整備基本構想

- 策定 令和元年6月
- 発行 兵庫県
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電 話 (078)341-7711 (代表)
F A X (078)362-9489
E-mail : shinchosha_kikaku@pref.hyogo.lg.jp
URL : https://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_260.html
- 編集 兵庫県 企画県民部 新庁舎整備室